

「復興施策に関する事業計画と工程表」 (平成 26 年 4 月版) ー公共インフラ(全体版)ー

事業計画	
海岸対策	・・・ 1
河川対策	・・・ 3
下水道	・・・ 6
交通網	
(道路、鉄道、空港、港湾)	・・・ 7
農地・農業用施設	・・・10
海岸防災林の再生	・・・11
漁港・漁場・養殖施設・定置網	・・・13
復興住宅（災害公営住宅等）	・・・16
復興まちづくり	
(防災集団移転促進事業・土地区画整理事業等 造成宅地の滑動崩落防止 医療施設等 学校施設等)	・・・17
土砂災害対策	・・・20
地盤沈下・液状化対策	・・・21
災害廃棄物の処理	・・・22
工程表	・・・24

平成26年6月24日

事業計画

1. 海岸対策

- ① 岩手、宮城、福島各県の 515 地区海岸のうち、428 地区海岸^{※1}で被災。青森、茨城、千葉各県の 468 地区海岸のうち、43 地区海岸で被災。

※1 警戒区域内（福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内）を除く。

- ② このうち、地域生活・産業・物流・農業の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある海岸（約 50km）について応急対策を実施し、平成 23 年末までに完了。
- ③ 新計画堤防高については、平成 23 年 8 月から、県等が関係市町村に堤防高さの案を提示し、調整を開始。9 月 9 日に宮城県、10 月 8 日に福島県、9 月 26 日及び 10 月 20 日に岩手県が公表済み。

※ 堤防高さについては、中央防災会議専門調査会等で示された基本的考え方に基づき、「海岸における津波対策検討委員会」（学識者、三県等）の意見等を踏まえ、統一的な設定基準を策定（国土交通省、農林水産省）。

- ・過去の津波の痕跡高さの記録の整理
- ・発生の可能性が高い地震等の津波のシミュレーション

を行ったうえで、数十年～百数十年に一度程度の頻度で発生している津波を対象に湾ごとに設定。

- ④ 市町村が策定している復興計画を踏まえ、各港で策定している産業・物流復興プラン、他事業との調整等を行った上で、堤防設計等の施工準備が終了した海岸から工程を明らかにし、順次、本復旧工事を実施。
- ⑤ 本復旧工事については、国施工区間（代行区間を含む）のうち、仙台空港や下水処理場等の地域の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間において施工を完了しており、残る区間においても、隣接する箇所等から順次復旧を進め、概ね 5 年で完了を目指す。県・市町村施工区間についても、重要施設が背後にある区間等から順次復旧を進める。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）また、復旧に期間を要する湾口防波堤については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進める。
- ⑥ 被災市町村の復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル 2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

⑦ 平成 25 年度における成果

約 7 割の地区海岸（318 地区海岸／471 地区海岸）において、本復旧工事を着工※した。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成 24 年度に着工した地区海岸を含む。

⑧ 平成 26 年度の成果目標

約 9 割の地区海岸において、本復旧工事の着工※を目指す。

約 3 割の地区海岸において、本復旧工事の完了を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

上記目標には平成 25 年度に着工、完了した地区海岸を含む。

2. 河川対策

- ① 国管理区間の堤防で被災した北上川水系等 9 水系 2,115 箇所（東北地整管内：1,195 箇所、関東地整管内：920 箇所）のうち、平成 26 年 3 月末時点で、9 水系 2,113 箇所について、被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を完了。

県・市町村管理区間では、全箇所^{*2}の災害査定を完了し、1,103 箇所^{*3}で災害復旧事業を予定。なお、そのうち施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い 122 箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。本復旧については、設計・地元調整等の施工準備が整った 991 箇所を着手済みであり、うち 905 箇所を平成 25 年度内に完了。

- ② 国管理区間の堤防で被災した箇所について、甚大な被害が発生するなどにより、本復旧が終わっていない残りの 1 水系 2 箇所について、引き続き復興に向けた地域や関係機関との合意形成を図りながら、調整等が整った箇所から工事に本格着手し、逐次完了予定。

県・市町村管理区間については、平成 26 年度に、新たに 67 箇所で行本復旧に着手予定（累計 1,058 箇所）。また、平成 26 年出水期（6 月頃～）までに 39 箇所（累計 1,030 箇所）、さらに、平成 26 年度内に 75 箇所（累計 980 箇所）で行本復旧完了予定。

- ③ 津波の遡上が想定される区間については、海岸堤防の整備計画及び市町村が策定する復興計画等と整合を図りながら、津波対策等として必要な高さの堤防を逐次整備し、概ね 5 年を目途に全箇所を完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）併せて、水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を実施するとともに、堤防において液状化のおそれがある箇所は対策を実施。

- ④ 震災前に比べ堤防等が脆弱になっていること等から、平成 23 年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。堤防等の本復旧が完了したところから順次、基準水位の見直しを実施中。

⑤ 平成 25 年度における成果

○ 国管理区間

東日本大震災で被災を受けた 2,115 箇所のうち、

- ・ 甚大な被害が発生するなどした 2 箇所^{*1*4}については、平成 25 年度中に一部区間を除いて本復旧工事に着手済み。引き続き地域や関係機関との調整を図りつつ、逐次対策を実施。

- ・液状化対策については、対策が必要な96箇所のうち、平成25年度までに89箇所の対策を完了。残りの箇所については、市町村の復興計画の策定等に時間を要し工事の進捗に遅れが生じている区間があるものの、調整等が整った区間については部分的に工事を完了。

○ 県・市町村管理区間

- ・全箇所（1,103箇所）で災害査定を完了。
- ・991箇所（全体の約91%）で本復旧に着手。
- ・905箇所（全体の約83%）で本復旧を完了。

⑥ 平成26年度の成果目標

○ 国管理区間

- ・甚大な被害が発生するなどした2箇所^{*1*4}について、引き続き地域や関係機関との調整を図りながら、本復旧を平成26年度内に完了予定。
- ・液状化対策については、引き続き対策を実施し、逐次完了予定。

※津波の遡上が想定される区間については、市町村が策定する復興計画等と整合を図りながら、引き続き津波対策等として必要な高さの堤防を逐次整備するとともに、水門等の耐震化、自動化及び遠隔操作化や堤防の液状化のおそれがある箇所の対策を逐次実施。

○ 県・市町村管理区間

- ・新たに、67箇所で本復旧に着手予定（累計1,058箇所（全体の約97%））。
- ・本復旧の完了予定は、以下の通り
 出水期（6月頃～）まで：全体の約84%（累計912箇所／全1,086箇所）
 平成26年度末まで：全体の約90%（累計980箇所／全1,086箇所）

※河口部については、引き続き、復興計画と整合性を図りながら必要な高さの堤防を順次整備

- * 1 北上川河口部右岸の長面地区・・・地盤沈下により広範囲に農地が水没しており、近接する他機関の復興事業等との調整を図りながら逐次工事を実施している地区。平成26年3月までに全区間の本復旧工事に着手済み。
- * 2 福島第一原子力発電所事故に伴って警戒区域が設定された地域等を除く。
- * 3 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる
- * 4 北上川河口部左岸の月浜地区・・・応急対策は完了しているが、本復旧に必要な用地の取得にあたって調整が必要な地区。平成26年3月までに一部区間を除いて本復旧工事に着手済み。

(これまでの技術指針の策定状況等)

取組み	内容
河川への遡上津波対策に関する緊急提言 <u><河川津波対策検討会></u> (H23/8/22)	被災河川における早期の復旧・復興対策に資するべく、また全国における河川津波対策が円滑に進むよう、河川津波対策の考え方について緊急的に提言されたもの。 http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000376.html
東日本大震災における河口堰・水門等の復旧に向けての緊急提言 <u><東北地方太平洋沖地震を踏まえた河口堰・水門等技術検討委員会></u> (H23/5/30)	被災した河口堰・水門等について、復旧未了のまま出水期を迎えるにあたって留意すべき事項、及び出水期明けに行われる本復旧に向けて考慮すべき事項に関して緊急的に提言されたもの。 http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/kakouzeki_suimon/index.html
東日本大震災を踏まえた堰・水門等の設計、操作のあり方について <u><東北地方太平洋沖地震を踏まえた河口堰・水門等技術検討委員会></u> (H23/9/30)	堰・水門等の施設を対象として、今後の設計・操作の考え方について、今回発生した事象を踏まえて速やかに対応すべき事項及び技術的に確立されていないために今後検討や研究・開発が必要な事項に関して提言されたもの。 http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/kakouzeki_suimon/index.html
河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き <u><河川・海岸構造物の復旧における景観検討会></u> (H23/11/11)	東日本大震災からの河川・海岸構造物の復旧にあたって必要となる具体的な景観への配慮事項、配慮方法を緊急的かつ一体的にとりまとめ、国、県等による河川・海岸構造物復旧における景観への配慮を支援するもの。 http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000426.html
河川構造物の耐震性能照査指針 河川構造物の耐震性能照査指針・解説 レベル2地震動に対する河川堤防の耐震点検マニュアル <u><水管理・国土保全局治水課></u> (H24/2/3)	照査指針等の改定により、堤体の液状化、津波、地殻変動に伴う広域な地盤沈降の3項目についての記述を追加、充実させ、河川構造物の耐震性能の一層の向上を図るもの。 http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/bousai/wf_environment/structure/index2.html

3. 下水道

- ① 被災した下水管 675km のうち汚水を流下させるために応急対応が必要な箇所については平成 23 年 5 月までに完了。平成 26 年 4 月 1 日現在、603km が本復旧完了。引き続き、復興計画と整合を図りながら、早期に本復旧を完了させることを目標とする。なお、下水道施設については法令により耐震化が義務づけられていることから、下水管の本復旧にあたっては耐震化を併せて実施。
- ② 被災した下水処理場 120 箇所（福島県内の避難指示区域等内に位置する 9 箇所を除く）のうち、2 箇所は汚水の発生がないため稼働の必要がなく、被害が甚大であった仙台市南蒲生浄化センターを除き 117 箇所は平成 24 年度末までに通常レベルの処理まで復旧済である。
福島県内の避難指示区域等における処理場 9 箇所のうち 3 箇所において、本復旧工事に着手。
- ③ 平成 25 年度における成果
仙台市南蒲生浄化センターを除き、通常レベルの処理を開始。
- ④ 成果目標 平成 26 年度
仙台市南蒲生浄化センターについて、平成 27 年年度末までの完了を目指し、引き続き水処理施設の土木・建築工事を進める。また、被災した下水管について、復興計画と整合を図りながら、復旧を進める。

4. 交通網

(1) 道 路

- ① 高速道路については、平成 23 年 4 月 28 日までに旧警戒区域※にかかる区間（常磐自動車道広野 IC～常磐富岡 IC）を除き、一般車両通行可能。支援物資等の輸送及び繁忙期における交通に支障を及ぼすことのないよう配慮しつつ平成 24 年 12 月 22 日に本復旧を完了した。

旧警戒区域にかかる区間のうち、常磐道広野 IC～常磐富岡 IC については、環境省が実施する除染工事と並行して復旧工事に着手し、平成 26 年 2 月 22 日に本復旧完了した。

また、整備工事区間について、相馬 IC～山元 IC は平成 26 年内に開通させる予定。旧警戒区域にかかる区間の浪江 IC～南相馬 IC についても平成 26 年内に、更に、残る常磐富岡 IC～浪江 IC については、平成 27 年のゴールデンウィーク前までに開通させる予定。

※ 平成 24 年 4 月 1 日の区域見直し前の警戒区域

- ② 直轄国道については、平成 23 年 4 月 10 日までに概ね復旧し、7 月 10 日までに広域迂回解消済み。平成 25 年度末までに、大規模な切土・盛土法面崩落区間含め、構造物補修、路面復旧等本復旧を完了。なお、国道 45 号の橋梁等大規模な被災箇所については、地域の復興計画を踏まえて復旧する。
- ③ 自治体管理道路については、実施可能な箇所から本復旧を順次実施する。
- ④ 復興道路、復興支援道路の整備のうち、三陸沿岸道路及び太平洋沿岸と東北道を繋ぐ横断軸の未事業化区間については、平成 23 年度第三次補正予算において事業化し、順次、測量、設計説明会、用地幅杭の設置に着手。平成 25 年度は、用地買収を進め、順次、工事に着手してきた。平成 26 年度以降は、引き続き、用地買収を進めるとともに、橋梁等の主要な構造物について本格的に整備を推進する。
- ⑤ 津波防災地域づくりに係る道路整備については、各地方公共団体が策定する復興計画を踏まえつつ、順次、計画に位置付けられた道路整備を推進する。

(2) 鉄 道

- ① 震災直後、旅客鉄道については 76 路線が被害を受け運休となったが、これまでに 70 路線が既に運転を再開。貨物鉄道については 9 路線が被害を受けたが、既に全ての貨物鉄道輸送を再開済み。

残る J R 6 路線については、以下のとおり復旧を図る方針。

- ② 現行ルートの変更も含めたまちづくりと一体となった復旧を図るもの（沿岸部の J R 東日本の被災 6 路線）

- ・ 山田線、大船渡線、気仙沼線については、沿線地方公共団体が、市街地の移転等と合わせて、鉄道ルートの変更等も含めた復興整備計画等を策定するとともに、J R 東日本が津波に対する鉄道の安全確保等の観点から検討を行った上で、鉄道の復旧方針を決定。

このうち、気仙沼線及び大船渡線については、仮復旧として B R T を運行中。

- ・ 石巻線の浦宿^{うらしゆく}～女川^{おながわ}駅間については、女川町で進めている、駅周辺の復興まちづくりとの整合を図りつつ、来年春の運転再開を目指す。
- ・ 仙石線については、ルート移設等に係る復旧工事を進め、平成 27 年のうちに全線運転再開を目指す。
- ・ 常磐線の相馬～浜吉田駅間については、ルート移設等により予定通りの工事進捗よく等を前提として、概ね平成 29 年春頃の運転再開を目指す。

(3) 空 港

【復旧関係】

- ・ 平成 23 年 9 月 25 日に、仙台空港の旅客ターミナルビルの本格復旧が完了するとともに、10 月 1 日には空港アクセス鉄道についても全線で運転が再開し、空港機能は概ね復旧が完了した。
- ・ 仙台空港においては、今般の震災により発生した地盤沈下によって損なわれた排水機能の復旧など、その他のインフラ施設の復旧については、平成 25 年 10 月に完了した。

【復興関係】

- ・ 平成 25 年 10 月に、仙台空港の復興事業に係る空港施設の耐震化を完了した。（※引き続き通常事業により空港の耐震対策を実施）
- ・ 今後空港施設が津波被害を受けた場合、空港施設の機能を早期に復旧するため、「仙台空港津波早期復旧計画」を平成 25 年 11 月に策定した。

(4) 港 湾

① 被災直後、青森県八戸港から茨城県鹿島港に至る全ての港湾機能が停止。このため、各港において航路啓開等を実施するとともに、コンテナ等基幹的輸送を担う施設や火力発電所用石炭の取扱施設等について、応急復旧を実施。

② 本格復旧にあたっては、地元自治体、港湾利用者等と協議の上、平成 23 年 8 月中旬までに被災各港湾において、重要な施設毎の「復旧工程表」を策定した。その中で、特に、コンテナ等基幹的輸送を担う施設、製造業の操業再開に必要な施設等については、それらに支障がないように復旧を進めている。

③ 平成 26 年 4 月 30 日までに、八戸港～鹿島港の地方港湾を含む 21 港の被災した公共岸壁 373 バース（水深 4.5m 以深）のうち、362 バース（97%）が、吃水制限や上載荷重制限があるものの利用可能。

④ 平成 25 年度における成果

復旧工程計画に定められた（復旧に期間を要する防波堤を除く）全ての港湾施設 128 箇所のうち、平成 25 年度末までに 120 箇所が完了した。また、復旧に期間を要する施設（防波堤）については、資材や労務者の確保困難等のため、工程に遅れが生じた。

⑤ 平成 26 年度の成果目標

復旧工程計画に定められた（復旧に期間を要する防波堤を除く）全ての港湾施設について本格復旧を完了する。また復旧に期間を要する施設（防波堤）については、港湾の利用と調整を図りつつ、工程管理を適切に行う。

5. 農地・農業用施設

- ① 津波により、岩手県、宮城県、福島県を中心に、青森県から茨城県、千葉県に及ぶ農地・農業用施設に甚大な被害を受けたところ。

- ② 農地等の復旧については、被害の状況に応じ、用排水施設の機能の確保も行いながら、がれき撤去、農地復旧、除塩等を実施し、また、農地復旧と一体的に大区画化等を実施する予定の農地、海水が浸入して被害が甚大な農地やまちづくり等で他の事業との調整が必要な農地については、関係機関や地元等と連携して復旧を進める。

これらによって、平成 26 年度までに 15,060ha の農地で営農再開が可能となる見込みであり、平成 27 年度には 820ha、平成 28 年度以降には 2,220ha の農地での営農再開を目指す。

※ 以上の面積は、福島県における原子力発電所事故に係る避難指示区域の農地 2,120ha、転用等が見込まれる農地 1,260ha を除いている。

- ③ 基幹的農業用施設については、特に、主要な排水機場の応急復旧を平成 24 年度末までに完了し、その後、本格的な施設の復旧に取り組中。復旧対象となる 99 排水機場の約 9 割に相当する 88 機場で工事に着手し、そのうち 55 機場が平成 25 年度末までに完了。残りの施設についても、各地域の復興計画を踏まえつつ、概ね 5 年間での復旧を進める。

※ 主要な排水機場のうち、本格的な復旧に未着手の施設は、福島県における原子力発電所事故に係る避難指示区域の施設や他事業と調整中の施設である。

- ④ 平成 25 年度の成果

1,590ha の農地について、平成 26 年度からの営農再開が可能となる見込み。

- ⑤ 平成 26 年度の成果目標

820ha の農地について、平成 27 年度からの営農再開を目指す。

6. 海岸防災林の再生

- ① 青森県～千葉県にわたる海岸防災林（延長計約 140km）が被災。防潮堤、林帯地盤、樹木に甚大な被害。

海岸防災林の再生は、ガレキ処理に資するため、安全性が確認された再生資材を活用するとともに、様々な NPO や企業等の支援も得つつ植林等を行う。

- ② これまで、地域生活・産業・物流等の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある箇所において防潮堤等の応急復旧工事を完了。宮城県気仙沼市における防潮堤については、国が特定民有林直轄治山事業により復旧に着手。

- ③ また、今回の津波による海岸防災林の被害がかつてない規模であること等から、技術的知見を踏まえつつ再生を図っていくため、「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」を設置。平成 23 年 5 月以降、海岸防災林の防災効果の検証、復旧方法等の検討を重ね、平成 24 年 1 月に海岸防災林の復旧・再生に向けた技術的な方針について最終的な取りまとめが行われたところ。

- ④ 平成 23 年度第 3 次補正予算以降、防潮堤等の施設の整備や背後の海岸防災林の復旧・再生に係る予算を措置。

また、海岸防災林の被害が特に甚大な宮城県仙台湾地区については、民有林直轄治山事業として国直轄施工による復旧工事を施工中。

- ⑤ これまでに被災した防潮堤、海岸防災林のうち、他所管事業と調整中の箇所等を除き、災害復旧事業の査定を全て終了。

既に、海岸防災林が被災した青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の全ての県について復旧工事を実施しているところ。

今後、海岸防災林の復旧・再生は、防潮堤の復旧等海岸防災林の造成に必要な基盤造成については平成 23 年から概ね 5 年間で完了し、基盤造成が完了した箇所から順次植栽を実施。全体の復旧は、平成 23 年から概ね 10 年間で完了することを目指す。

また、海岸防災林の再生に関する取組事例や提言も踏まえ、様々な植栽樹種・植栽方法について、海岸防災林としての効果やコストの観点から検証する実証試験に着手したところであり、その成果を随時、今後の事業に反映。

- ⑥ 平成 25 年度における成果

平成 26 年 3 月までに、被災した海岸防災林約 140km のうち約 92km において復旧工事に着手。

⑦ 平成 26 年度の成果目標

被災した海岸防災林については、土地利用に関する地元の合意形成等の状況を踏まえつつ、帰還困難区域等を除く箇所について、復旧・再生に着手することを目指す。

※ なお、海岸防災林の再生に当たって、環境省の基準等に基づき安全性が確認された再生資材（コンクリートくず（再生碎石）、津波堆積物（土砂））を沈下した地盤の埋め戻し材、盛土材等として活用し、自然物由来の木くずについては、チップ化してマルチング材等として活用。

7. 漁港・漁場・養殖施設・定置網

(1) 漁 港

被災した漁港は、北海道から千葉県までの7道県の319漁港に及び、これは全国の2,914漁港の約1割に相当する。特に岩手県、宮城県、福島県の3県では、ほぼ全ての漁港で被害を受けた。

漁港の復旧・復興については、「水産基本計画」に示された考え方のもと、県・市町村及び地元漁業者等の意見を十分に踏まえながら、漁港間での機能集約と役割分担の取り組みを図りつつ、地域一体として必要な機能を早期かつ計画的に確保していく。

- ① 全国的な水産物の生産・流通拠点となる漁港及び地域水産業の生産・流通拠点となる漁港については、早期の操業再開に向けて、平成27年度末までに漁港施設等の復旧に目途をつける。また、あわせて、復興施策として、全国的な水産物の生産・流通拠点となる漁港においては、高度衛生管理に対応した荷捌き所の整備や流通・加工機能の強化等を推進するとともに、地域水産業の生産・流通拠点となる漁港においては、市場施設や増養殖関連施設等の集約・強化等を推進する。
- ② その他の漁港については、地域水産業の早期再開に向けた地元漁業者の意向、漁港の被災状況や背後集落の復興に向けた方針等を考慮しつつ、漁船の係留場所の確保など必要性の高い機能から必要な施設を選定し事業を実施し、平成27年度までに漁港施設等の復旧に目途をつける。
 - ・ 成果：被災した漁港の概ね5割において、岸壁の復旧を完了した（部分的に陸揚げが可能な場合を含み、概ね9割で陸揚げが可能になった（289漁港））。
 - ・ 26年度の目標：26年度末までに、被災した漁港の概ね7割において、岸壁の復旧完了を目指す（9.5割において、部分的に陸揚げが可能な場合を含み、約9.5割において陸揚げが可能となることを目指す。）

(2) 漁 場

海へ流出した岩手県、宮城県、福島県の3県のがれきは約500万トンと推計され、沿岸域から沖合域の漁場に被害が発生した。

被災した漁場の復旧・復興にあたっては、以下のとおり、がれきの撤去、漁場生産力向上のための技術開発等の実施及び漁場施設等の整備を行う。

① 漁場におけるがれき撤去の推進

- 早期の漁業再開に向けて、平成23年秋から冬にかけて再開が可能な漁場、種苗放流を早期に行う必要がある漁場、底びき網等の好漁場・主漁場であった海域等において、漁業者によるがれき撤去の取組や専門業者によるがれき撤去の支援を優先的に実施。

○ 平成 26 年度末まで、本格的な漁業の復興に向けて、生産活動が可能な沿岸の採貝・採藻、養殖等の漁場及び底びき網の漁場等のより広域の漁場におけるがれき撤去や操業中に回収されたがれきの処理を推進する。

・ 成果：がれきのうち漂流物の撤去については概ね終了。また、海底のがれき撤去については定置・養殖漁場では 9 割以上、広域漁場では操業を再開できる程度までがれき撤去を実施した。

・ 平成 26 年度の目標：底びき網漁業等の広域の漁場については、平成 26 年度末までにがれき撤去の終了を目指す。また、定置・養殖漁場のがれき撤去については、一部の漁場でがれきが再流入しているため、平成 26 年度末までの終了を目指す。なお、がれきの分布状況によっては平成 27 年度においても実施。

② 漁場生産力向上のための技術開発等の実施

平成 24 年度末までに行った漁場環境調査の結果を踏まえ、平成 25 年度からは、被災した漁場において沿岸漁業・養殖業を円滑に行うために以下の技術開発等を実施する。

○ 被災した漁場において円滑に操業するための改良漁具の開発

○ 被災したことにより機能が低下した漁場を本来の漁場に回復させるための技術開発

・ 成果：平成 25 年度は、改良漁具等の開発、漁場機能回復技術の開発、漁場環境改善技術の開発及び環境収容力等の把握調査を実施した。

・ 平成 26 年度の目標：平成 26 年度末までは、被災した漁場において沿岸漁業・養殖業を円滑に行うための技術開発等を実施する。

③ 漁場施設等の整備

平成 27 年度末までに、水産資源の回復を図りつつ、漁場の生産力の増進を図るため、魚礁、水産生物の保護・育成礁、藻場・干潟等の整備を推進する。

・ 成果：平成 25 年度末までに被災した漁場において魚礁、増殖場及び消波堤の整備を実施し、消波堤等の復旧が必要な 28 漁場について概ね 9 割を復旧した。

・ 平成 26 年度の目標：被災した漁場において魚礁、増殖場及び消波堤の整備を実施し、消波堤等の復旧が必要な 28 漁場すべてについて、平成 27 年度末までの復旧を目指す。

（３）養殖施設

養殖施設については、広範囲の道県にわたってわかめ養殖、こんぶ養殖、ぎんざけ養殖、かき養殖、ほたて養殖等の施設に被害が発生した。

- ・ 成果：被災した養殖施設の復旧・復興については、養殖施設災害復旧事業を実施した他、漁業共済等による自力復旧を含めた取組が進められた。平成 25 年度においては、年度末までに福島県の避難指示区域内を除き、養殖業再開希望者の全員が、養殖施設を整備した。
- ・ 平成 26 年度の目標：福島県の避難指示区域内の養殖施設について、立入禁止が解除され、養殖業再開の希望がなされた際は、速やかに対応する。

（４）大型定置網

大型定置網については、155 ケ統の大型定置網に被害が発生した。

- ・ 成果：被災した大型定置網の復旧・復興については、網、固定具等資材及び漁船を確保し、平成 25 年度末までに操業再開希望者（146 ケ統）のうち 131 ケ統を整備。
- ・ 平成 26 年度の目標：平成 26 年度末までには、操業再開希望者全員が大型定置網の整備に着工することを目標とする。

8. 復興住宅（災害公営住宅等）

- ① 自力での住宅の再建・取得が困難な被災者に対しては、地方公共団体による低廉な家賃の災害公営住宅の供給を推進することとし、コミュニティ機能、高齢者等へのサービス機能等と一体となった住宅や木造住宅の整備等、地域の実情に対応した住宅の整備に対する支援を引き続き進める。

災害公営住宅の整備については、事業の促進を目的として、住まいの復興工程表と住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた施策パッケージの公表や人的支援・技術的支援等を実施。

住宅再建・復興まちづくりの加速化を図るため、当該パッケージに基づく取組みを通じて、災害公営住宅整備事業のさらなる推進に向けた支援をおこなう。

※ 平成26年3月末現在で、各県で約29,500戸（全体計画が未定の福島県分約7,600戸を含む）の災害公営住宅の供給が計画されている。そのうち、約19,100戸（福島県分約3,300戸含む）について事業着手（用地確保）済であり、2,598戸（福島県分357戸含む）について竣工済み。

- ② 被災地域においてサービス付き高齢者向け住宅を供給する民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO等に対して、国が整備費の一部を支援する。

※ 被災地域（注）における平成26年3月末のサービス付き高齢者向け住宅の登録状況
16,498戸

（注：青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県）

9. 復興まちづくり

(1) 防災集団移転促進事業・土地区画整理事業等

- ・被災地における住宅再建・復興まちづくりの加速化を図るため、四半期毎に住まいの復興工程表の更新を行うとともに、防災集団移転促進事業・土地区画整理事業の早期着手に向けた方策についての通知等の発出など、住宅再建・復興まちづくりの加速化措置を実施。
- ・住宅再建・復興まちづくりの加速化措置の活用により、引き続き住まいの復興工程表に基づき、防災集団移転促進事業・土地区画整理事業等を推進する。

(2) 造成宅地の滑動崩落防止

- ・平成 23 年度第三次補正予算において、盛土造成地が滑動・崩落した地区に対応する事業（造成宅地滑動崩落緊急対策事業）を創設。
- ・被災宅地危険度判定の結果や被災状況に係る詳細な調査結果等を踏まえ、被災した造成宅地についての滑動崩落対策を推進する。
- ・自然斜面を対象としている「災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業」及び「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」について、特例措置として震災により転倒、倒壊、クラックが発生する等の被害が生じた宅地擁壁等の人工斜面を対象に加える等採択要件を緩和。

(3) 医療施設等

まず、仮設診療所等の整備、医療施設等の復旧等により当面の医療機能を確保した上で、次に県のプランづくりとそれに対する支援等をとおして中長期的な医療提供体制の再構築を図っている。

具体化に当たっては、復興の主体である被災 3 県において策定された医療の復興計画等に基づき、必要な医療が確保できるよう、国としても必要な助言を行うとともに、地域医療再生基金により財政的支援を行っていく。

※仮設診療所（47 箇所）については、平成 24 年 6 月 4 日までに開設した。医療施設等の復旧整備については、平成 25 年中に整備が完了した。

(4) 学校施設等

I. 幼稚園・小中高等学校等

【災害復旧】

(i) 国立大学法人附属学校

国立大学法人附属学校の施設の復旧については、国立大学法人が設置する施設として、国立大学等と一体的に進めている。詳細については後述の（Ⅱ）大学等（i）国立大学法人等に記載。

(ii) 公立学校

東日本震災により被災した公立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助対象の 2,308 校（避難指示区域に所在する学校を除く）について、設置者に対して財政的支援、指導助言等必要な措置を講ずることにより、以下のとおり、公立学校施設の早期の復旧を目指す。

- ① 比較的軽微な被害に留まる公立学校については、避難指示区域に所在する学校を除いた 2,197 校のうち復旧が完了していない 27 校について、早期の復旧完了を目標とする。
- ② 甚大な被害を受けた公立学校については、避難指示区域に所在する学校を除いた 111 校のうち復旧が完了していない 71 校について、計画的な復旧完了を目標とする。
※②において、津波被害地域に所在し、移転を伴う場合等は、完了までに長期間を要する。
- ③ 公立学校施設の復旧の際には、社会教育施設との一体的整備について必要に応じ検討する。
- ④ 被災幼稚園については、関係者の意向を踏まえ、認定こども園として復旧出来るよう対応を行うこととする。

(iii) 私立学校等（専修学校・各種学校を含む）

東日本大震災より被災した私立学校等施設のうち、私立学校等施設の災害復旧に係る国庫補助対象の 746 校について、設置者に対して財政的支援等必要な措置を講ずることにより、以下のとおり、私立学校等施設の早期の復旧を目指す。

- ① 比較的軽微な被害に留まる私立学校等のうち、津波被害地域、避難指示区域に所在する学校を除いた 639 校については、平成 23 年度に復旧が完了した。
- ② 甚大な被害を受けた私立学校等のうち、津波被害地域、避難指示区域に所在する学校を除いた 93 校については、平成 25 年度に復旧が完了した。
※なお、津波被害地域、避難指示区域に所在し、事業未着手である 11 校について、移転を伴う場合等は、地域の復興計画の策定、移転先の確保、避難指示区域の解除等の条件が整い次第、速やかに事業着手を行うこととする。
- ③ 被災幼稚園については、関係者の意向を踏まえ、認定こども園として復旧出来るよう対応を行うこととする

II. 大学等

【災害復旧】

(i) 国立大学等

東日本大震災より被災した国立大学法人、大学共同利用機関法人、国立高等専門学

校機構（以下、「国立大学法人等」とする。）30 法人に対して、財政的支援、指導助言等必要な措置を講ずることにより、以下のとおり、国立大学法人等施設の早期の復旧を目指す。

- ① 比較的軽微な被害に留まる国立大学法人等 23 法人については、平成 23 年度に復旧が完了した。
- ② 甚大な被害を受けた国立大学法人等 7 法人のうち復旧が完了していない 2 法人のうち 1 法人については、平成 26 年度内の復旧完了を目標とし、移転を伴う 1 法人については、地域の復興計画の策定、移転先の確保等の条件が整い次第、速やかに事業着手を行うこととする。

（ii）私立大学

東日本大震災より被災した私立大学施設のうち、私立大学施設の災害復旧に係る国庫補助対象の 148 校について、設置者に対して財政的支援等必要な措置を講じることにより、以下のとおり、私立大学施設の復旧が完了した。

- ① 比較的軽微な被害に留まる私立大学 128 校については、平成 23 年度に復旧が完了した。
- ② 甚大な被害を受けた私立大学 20 校については、平成 25 年度に復旧が完了した。

Ⅲ. 公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

【災害復旧】

東日本大震災より被災した公立社会教育施設のうち、避難指示区域に所在しており被害状況を確認できない施設を除いた 1,256 施設について、設置者に対して財政的支援、指導助言等必要な措置を講ずることにより、早期の復旧を目指す。

- ① 比較的軽微な被害に留まる公立社会教育施設については、避難指示区域に所在しており被害状況を確認できない施設を除いた 1102 施設について、平成 24 年度内に全て復旧が完了した。
- ② 甚大な被害を受けた公立社会教育施設については、避難指示区域に所在しており被害状況を確認できない施設を除いた 154 施設のうち、移転先の確保等の条件が整った 55 施設について、平成 25 年度中に復旧が完了した。その他の施設についても、平成 26 年度以降、復旧完了を目標として、順次事業着手を行うこととする。
- ③ 公立社会教育施設の復旧の際には、学校施設との一体的整備について必要に応じ検討する。

10. 土砂災害対策

- ① これまでの強い地震動により崩壊が発生するなど危険な状態となっている宮城、福島、茨城、栃木、新潟各県の 41 箇所の緊急的な土砂災害対策については、平成 25 年度までに対策を完了。また、地盤が緩み少量の降雨でも崩壊等が発生するおそれのある箇所で重要な保全対象を有する 24 箇所の土砂災害対策についても、平成 25 年度までに緊急的な対策を完了。

このほか、地震に伴い発生した不安定土砂が流動化すること等により、被災地の復興に不可欠な重要交通網等に甚大な被害を及ぼすおそれが高まっている箇所について、概ね 5 年間を目途に必要な箇所の対策を完了させることを目標とする。

- ② 震度 5 強以上を観測した 17 都県 241 の市区町村では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、都県と気象台が連携し、平成 23 年 3 月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用した。その後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の見直しを実施してきており、平成 26 年 4 月 1 日時点で宮城県石巻市において東日本大震災にかかる暫定基準の運用を継続している。

- ③ 平成 25 年度における成果

- ・ 9 箇所の緊急的な土砂災害対策について完了
- ・ 重要な保全対象を有し地盤が緩んでいる 2 箇所の緊急的な対策について完了。

- ④ 平成 26 年度の成果目標

被災地の復興に不可欠な重要交通網等に甚大な被害を及ぼすおそれが高まっている箇所について、引き続き対策を実施する。

11. 地盤沈下・液状化対策

(1) 地盤沈下

① 排水ポンプ車による緊急排水の実施

- ・湛水面積、湛水深が大きく、自然排水が困難な仙台空港周辺、石巻市釜谷地区等について、全国に配備している排水ポンプ車を地震発災直後より集結し、平成 23 年 8 月 26 日に緊急排水を完了。

② 宮城県沿岸低平地等における浸水対策（地盤沈下に伴う浸水対策）

- ・仙台湾沿岸の低平地は、東日本大震災による広範囲な地盤地下等により、降雨・高潮時に浸水しやすい状態となっていることから、関係部局が連携し、沿岸低平地部において大型土のう積等の緊急防御を実施するとともに、浸水時に速やかに排水出来るよう排水ポンプ車を広域に配備している。
- ・特に水はけが悪く浸水時の影響が大きい仙台空港周辺の対策として、県管理の河川の一級河川阿武隈川水系五間堀川において社会資本整備総合交付金（復興）により、遊水池と併せ排水機場等の整備に着手する。

(2) 液状化対策

①液状化に関する研究及び技術開発の推進

- ・平成 23 年 8 月に「液状化対策技術検討会議」において、今回の液状化被害の特性や液状化発生メカニズムの確認・解析等、各種の公共施設等に共通する技術的事項をとりまとめ。
- ・上記とりまとめ結果も受けて、必要な研究及び技術開発を推進。

②公共インフラにおける再発防止

- ・河川等の公共インフラ施設において、本復旧に合わせ、必要な液状化対策を実施する。

③公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策の推進

- ・平成 23 年度より、被災地における液状化に伴う被害状況を把握すると共に、公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策について、地方公共団体における即地的な調査・検討と有識者の意見等を踏まえながら工法・コスト削減方策等の検討を踏まえ、ガイダンスとしてとりまとめ地方公共団体へ提供。
- ・平成 23 年度第三次補正予算において創設した液状化対策推進事業を活用し、地方公共団体の地盤の液状化に対する対応方針を踏まえながら、市街地における再度災害の抑制に向けた、効果的、効率的な液状化対策を推進する。

12. 災害廃棄物の処理

① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量の災害廃棄物等が発生（岩手県、宮城県、福島県合計：約 2,802 万トン（災害廃棄物 1,707 万トン、津波堆積物 1,095 万トン）と推計。3 県において 1 年間で排出される一般廃棄物の約 9 年分の廃棄物量に相当）。これらの災害廃棄物の処理は復旧復興の大前提であることから、適正かつ効率的に処理を進め、福島県内の一部市町を除き平成 26 年 3 月末までに処理を完了した。

② 国、県、市町村においては、以下の役割分担により、処理を進めてきた。

- ・国は、災害廃棄物の処理に関する基本的な方針等の作成のほか、財政措置、専門家の派遣、広域処理、再生利用の推進のためのマッチングを支援する。
- ・県は、具体的な処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成し、被災した市町村から地方自治法に基づき事務委託を受けた場合は処理を実施する。
- ・市町村は、災害廃棄物処理の実行計画を踏まえ、災害廃棄物の処理を実施する。

なお、災害廃棄物処理特措法（平成 23 年法律第 99 号）第 4 条において、特定被災地方公共団体である市町村の長から要請があり、必要があると認められるときは、環境大臣は災害廃棄物の処理を代行する。平成 26 年 3 月末の時点で、福島県新地町、相馬市、広野町及び南相馬市からの代行要請を受諾した。

③ 災害廃棄物の搬入については、平成 26 年 3 月末現在、全 43 市町村のうち、40 市町村で完了している。残りの 3 市町村については、解体予定の家屋等を除き、災害廃棄物の仮置場への搬入を完了。また、この 3 市町村のうち津波堆積物について搬入完了していない 2 市町村については、できるだけ早期搬入を実施することとする。

④ 再生利用が可能な災害廃棄物は極力再生利用することを基本とし、コンクリートくずについては復興の資材等として被災地で活用する。その他の種類別処理方法については、東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）（平成 23 年 5 月 16 日）に示したとおり。

また、岩手県、宮城県において 31 基の仮設焼却炉（合計 4,854 トン/日）と 22 か所の破碎・選別施設を設置し、県内処理を最大限進めるとともに、県内で処理できない分について、広域処理を活用し、1 都 1 府 16 県にて約 62 万トンの処理が実施された。

平成 26 年 3 月末までを目途として災害廃棄物の処理を行い、福島県内の一部市町を除き平成 26 年 3 月末までに処理を完了した。

⑤ 福島県については、平成 25 年 9 月に「福島県の災害廃棄物等の処理進捗状況の総点検」を行い、避難区域を除く地域の災害廃棄物等の処理については、現時点での処理見通しを踏まえつつ、以下のとおり目標を示した。

- ・災害廃棄物等の撤去・仮置場への搬入は、市町村独自に実施しており、平成 25 年度内の完了を目標とする。
- ・市町村独自で実施している搬入後の処理についても、平成 25 年度末までの処理を可能な限り進めることとし、災害廃棄物発生量の多い一部地域については、平成 26 年度のできるだけ早期の処理完了を目標とする。
- ・国の代行処理は、新地町、相馬市、南相馬市（予定）及び広野町を対象に、仮置場に搬入された後の可燃物の減容化処理を行うものであり、仮設処理施設の立地場所の状況や同意取得の状況に応じて、できるだけ早期の処理完了を目指す（新地町、相馬市については平成 25 年度内完了）。

⑥ 成果目標

市町村版作成の対象市町村（43 市町村）のうち、

- a. 災害廃棄物の仮置場への移動を完了させた市町村数
- b. 中間処理・最終処分を完了させた市町村数

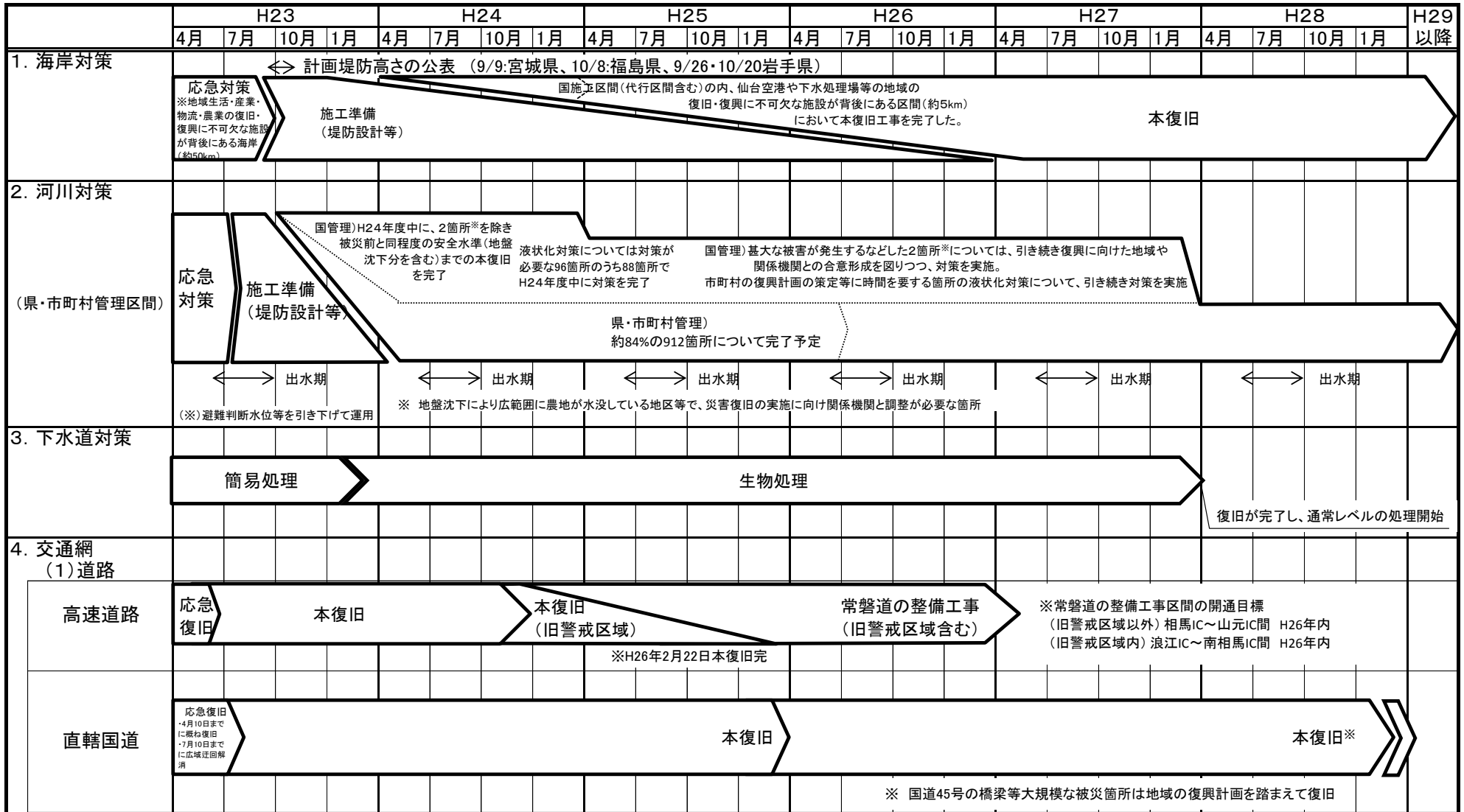
により評価を実施し、対象市町村ごとに定めた目標までに完了させることとする。

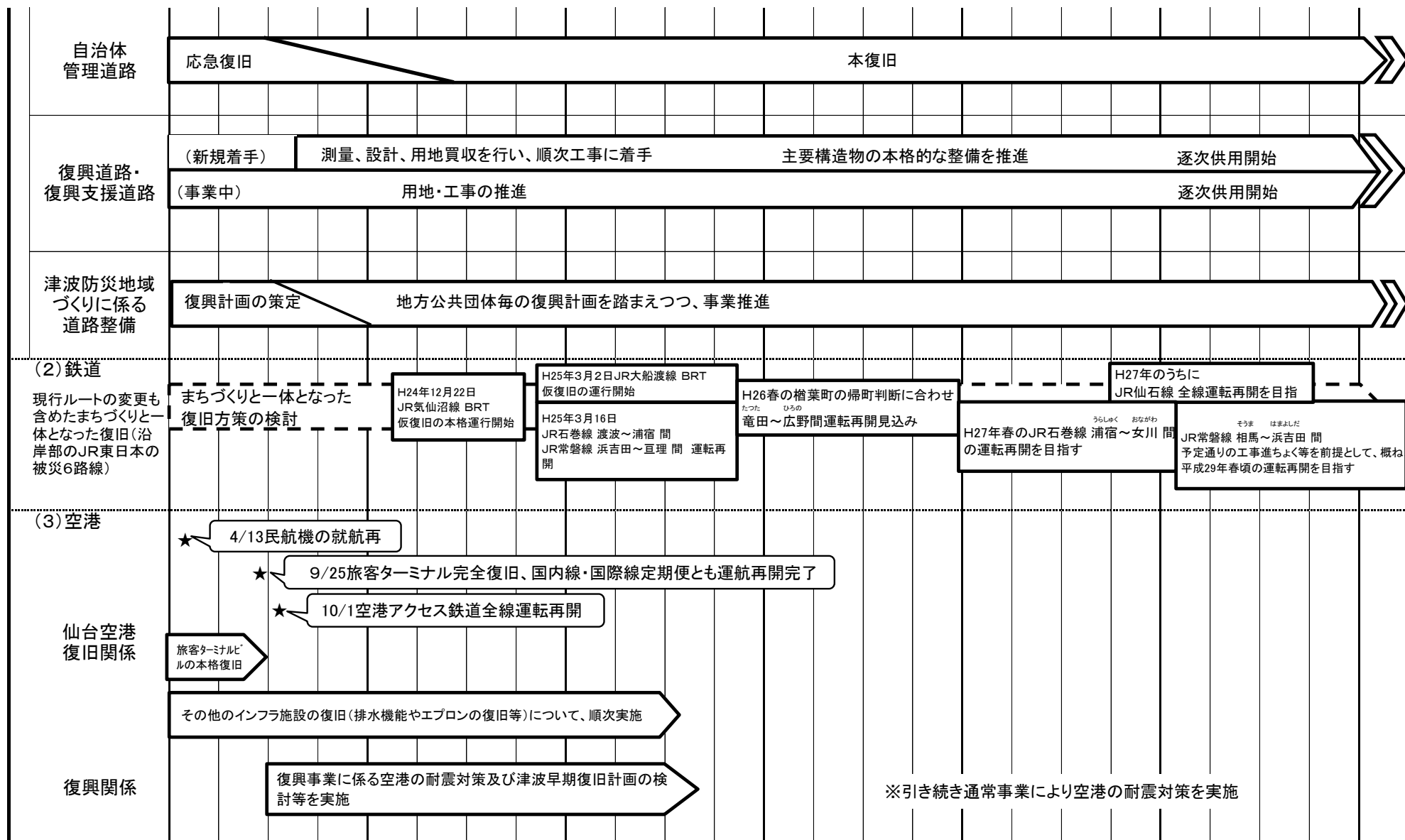
a. については、青森県で 2 市町村、岩手県で 12 市町村、宮城県で 15 市町村、福島県で 2 市町村、茨城県で 7 市町村、千葉県で 2 市町村の計 40 市町村（平成 26 年 3 月末現在）となっている。b. については、青森県で 2 市町村、岩手県で 12 市町村、宮城県で 15 市町村、茨城県で 7 市町村、千葉県で 2 市町村の計 38 市町村（平成 26 年 3 月末現在）となっている。

⑦ なお、本事業計画及び工程表は、平成 23 年 8 月 18 日に公布・施行された災害廃棄物処理特措法第 3 条に基づく災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、災害廃棄物の処理の内容及び実施時期等を明らかにした工程表として定めている。

⑧ また、福島県については、各市町村において災害廃棄物の処理が進められているところであるが、災害廃棄物処理特措法（平成 23 年法律第 99 号）に基づく国による代行処理及び放射性物質汚染対処特措法（平成 23 年法律 110 号）に基づき環境大臣が指定する地域における国の直轄による災害廃棄物の処理については、別途「避難指示解除準備区域等における公共インフラ復旧の工程表」を定める。

復興施策の工程表(全体版)





(4)港湾

八戸港

施工準備
(調査、設計)

産業復興に必要な施設への安全な船舶の入出港
や安定的な港湾荷役の確保のために必要な防波
堤や航路・泊地から順次本復旧

平成25年7月に完了

久慈港

応急
復旧

施工準備
(調査、設計)

造船、水産等の産業復興に必要な施設から順
次本復旧

平成25年8月に完了

宮古港

施工準備
(調査、設計)

木材加工、水産等の産業復興に必要な施設から順次本復旧

平成26年3月に完了

釜石港

施工準備
(調査、設計等)

鉄鋼、飼料等の産業復興に必要な施設から順次本復旧

(湾口防波堤)まちづくりや産業活動の支障にならないように計画的に復旧

大船渡港

施工準備
(調査、設計)

セメント等の産業復興に必要な施設から順次本復旧

(湾口防波堤)まちづくりや産業活動の支障にならないように計画的に復旧

仙台塩釜港
(石巻港区)

応急
復旧

施工
準備
(調査・設

製紙、飼料、木材加工等の産業復興に必要な施設から順次本復旧

仙台塩釜港
(塩釜・仙台港区)

応急
復旧

施工
準備
(調査・設計)

高砂国際コンテナターミナル等基幹的輸送を担う施設、
完成自動車の輸出等産業復興に必要な施設から順次本復旧

☆高砂国際コンテナターミナルにおいては、平成24年1月に北米航路を再開

相馬港

施工準備
(調査、設計)

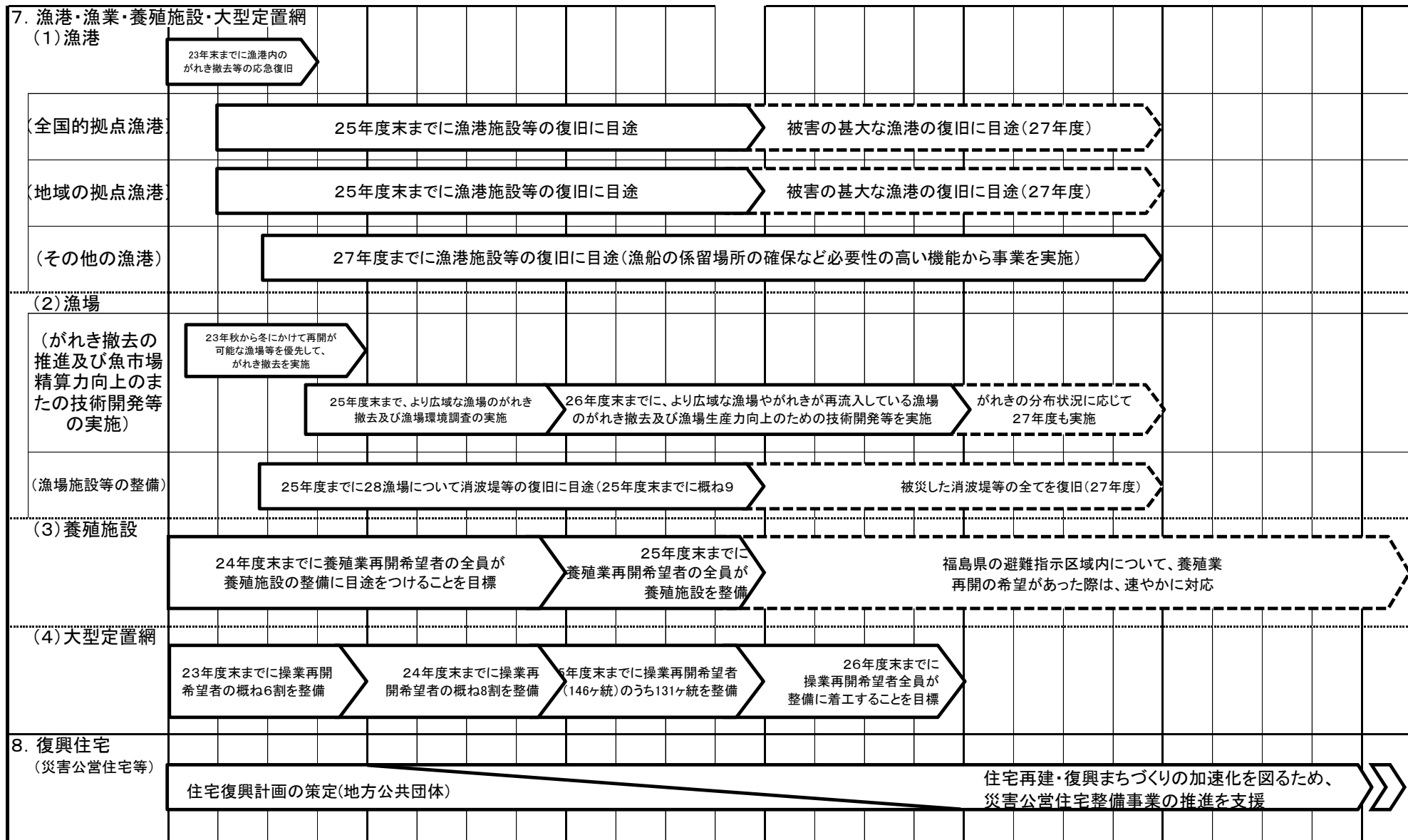
基幹的輸送を担う内航コンテナ施設から順次本復旧

(沖防波堤)火力発電所への燃料の安定供給等の支障にならないように計画的に復旧

小名浜港	
茨城港	
鹿島港	

5. 農地・農業用施設																					
基幹的農業用施設 用排水施設の機能が確保され、平成23年度当初までに除塩を行い、すでに営農が可能となった農地 ヘドロ等が薄く又は部分的に堆積している農地 ヘドロ等が厚く又は広範囲に堆積し、畦畔等も損傷している農地 ヘドロ等が厚く広範囲に堆積し用排水路等の損傷も著しい農地や 地盤沈下により一旦水没し耕土の損傷が著しい農地	がれきの撤去	応急復旧 畦畔復旧、除 がれきの撤去 土砂撤去、除塩、用排水施設の機能確保等	本復旧 （市町村策定の復興計画、他事業等との調整が完了した箇所から順次着手）																		
			営農再開 営農再開																		
			営農再開 （地域の意向により、区画整理を実施）																		
			順次営農再開 （地域の意向により、区画整理を実施）																		
			順次営農再開 （地域の意向により、区画整理を実施）																		
（注）地盤沈下等により海水が浸入している農地や、大区画化等の工事を行う農地については、大部分の農地でH28年度の営農再開を目指しているが、一部ではH29以降となる場合がある。																					
6. 海岸防災林の再生																					
	応急対策 施工準備	市町村策定の復興計画等を踏まえ、防潮堤等の復旧・海岸防災林の造成のための盛土・植栽等を実施 （海岸防災林の基盤造成は概ね5年間で完了し、基盤造成が完了した箇所から順次植栽を実施。全体の復旧は概ね10年間で完了することを目指す。）																			

6. 海岸防災林の再生



9. 復興まちづくり

(1) 防災集団移転促進事業・土地区画整理事業等

復興計画の策定

住宅再建・復興まちづくりの加速化を図るため、市街地整備事業を推進する

(2) 造成宅地の滑動崩落防止

被災宅地危険度判定
の実施、応急
対策

被災状況に
係る詳細な
調査等

・造成宅地滑動崩落緊急対策事業等の実施により、被災した造成宅地についての対策を推進
・災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業及び災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の特例措置による宅地擁壁等の復旧

(3) 医療施設等

仮設診療所・仮設病棟の整備

※仮設診療所(47箇所)については、平成24年6月4日までに開設した。

医療施設等の復旧整備

※被災3県の医療施設等の復旧整備(299箇所)については、平成25年度に終了した。

医療提供体制の再構築

(4) 学校施設

I. 幼稚園・小中高等学

比較的軽微な被害に留まる学校の復旧

校舎等の本格復旧

甚大な被害を受けた施設の復旧

応急仮設校舎の建設

校舎等の本格復旧

※防災機能の強化、公民館等関係施設との複合化・多機能化については、被災地からの要望に応じて対応。
※被災幼稚園については、関係者の意向を踏まえ、認定こども園として復旧。

II. 大学等

比較的軽微な被害
に留まる学校の復
旧

校舎等の復旧

甚大な被害を受けた施設の復旧

応急仮設校舎の建設

校舎等の本格復旧

Ⅲ. 公立社会教育施設
(公立社会体育施設・公立文化
施設を含む)

比較的軽微な被害に留まる学校の復旧

施設の本格復旧

甚大な被害を受けた施設の復旧

施設の本格復旧

崩壊が発生した箇所における緊急的な土砂災害対策の実施 ※宮城、福島、茨城、栃木、新潟各県の41箇所

10. 土砂災害対策

崩壊が発生した箇所における緊急的な土砂災害対策の実施 ※宮城、福島、茨城、栃木、新潟各県の41箇所

土砂災害危険
箇所等の点
検等

地盤の緩んだ箇所等における砂防堰堤等の整備

(重要な保全対象を有する24箇所についてはH25年度までに緊急的な対策を完了。
それ以外については概ね5年を目途に必要な箇所の対策を完了)

(※)土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用し、降雨と土砂災害発生状況を考慮し、見直しを実施

11. 地盤沈下・液状化対策									
液状化対策 (液状化に関する研究 及び技術開発の推進)	各施設に共通する技術的事項とりまとめ 液状化に関する研究及び技術開発を推進し、成果を復興施策に順次反映								
(公共施設と隣接地等との一体的な 液状化対策の推進)	被害状況把握・液状化対策に関する工法等の検討 地方公共団体における即地的な調査・検討を踏まえた技術的支援、情報提供 地方公共団体の対応方針を踏まえ、効果的、効率的な液状化対策を推進								
12. 災害廃棄物の処理									
災害廃棄物の仮置場への移動	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物) (残りの解体、搬入は目標期間内に処理完了ができるよう調整しつつ実施) (その他の災害廃棄物) 一部市町村については個別に目標を定めており、遅くとも平成25年3月末までを目途に完了								
中間処理・最終処分	(中間処理・最終処分) (市町村ごとに平成24年度末の中間目標を設定) (木くず、コンクリートくずの再生利用は劣化等が生じない期間で需要を踏まえつつ、適切な期間を設定)								